

七隈線延伸開業メインビジュアル画像データ等の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、七隈線延伸開業メインビジュアル画像データ等(以下「メインビジュアル」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(メインビジュアルの使用目的)

第2条 メインビジュアルは、令和5年3月27日に予定している七隈線延伸開業に向けた気運醸成のために使用するものとする。

(メインビジュアルの仕様)

第3条 福岡市交通局(以下「交通局」という。)が提供するメインビジュアルの仕様の一切について、サイズ変更を除き、改変をすることができない。

(使用者の資格)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も、この要綱の定めるところにより、メインビジュアルを使用することができる。

- (1)メインビジュアルを使用する者(以下「使用者」という。)が法令又は公序良俗に違反し、又はそのおそれがあると認められる事業等にメインビジュアルを使用するとき。
- (2)使用者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に利益を供与し、又はそのおそれがあると認められる事業等にメインビジュアルを使用するとき。
- (3)使用者が第三者の利益を害し、又はそのおそれがあると認められる事業等にメインビジュアルを使用するとき。
- (4)使用者が特定団体又は個人の政治活動又は宗教活動を著しく助長し、又はそのおそれがあると認められる事業等にメインビジュアルを使用するとき。
- (5)前各号に掲げるもののほか、使用者がメインビジュアルを使用することにより、交通局の信用又は品位を損ない、又はそのおそれがあると認められる等その使用が著しく不相当と福岡市交通事業管理者(以下「管理者」という。)が認めるとき。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、メインビジュアルを使用するにあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)第2条の使用目的に留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。
- (2)第3条の事項を遵守し、本来のデザインとの同一性を損なわないようにすること。
- (3)商品化し販売するなど営利目的で使用することがないようにすること。
- (4)その他各種法令を遵守すること。

(使用料)

第6条 メインビジュアルの使用料については、無料とする。

(使用状況の確認)

第7条 管理者は、使用者に対し、メインビジュアルの使用状況を確認するために必要な資料を提出させ、又は報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により資料の提出又は報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(権利設定の禁止)

第8条 使用者は、メインビジュアルを使用するときは、当該メインビジュアルについて新たに知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の知的財産権をいう。)を設定してはならない。

(使用者の物品等に対する責任)

第9条 交通局は、メインビジュアルを使用した物品等の安全性及び品質等について何ら保証又は推奨を行うものではなく、その責任はすべて使用者が負うものとする。

(賠償責任等)

第10条 交通局は、メインビジュアルの使用に伴い使用者に生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、メインビジュアルの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、速やかに自己の責任と費用負担において解決するものとし、交通局は一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、メインビジュアルの使用に際して故意又は過失により交通局に損害を与えたときは、これによって生じた損害を交通局に賠償しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 管理者は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、メインビジュアルの使用について必要な助言若しくは指導をし、その使用の差し止めを命じ、又は法的措置をとることができる。

2 前項の規定による使用の差し止め又は法的措置により使用者に損害が生じても、交通局は賠償の責めを負わない。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、交通局総務部経営企画課が行う。

(補則)

第 13 条 メインビジュアルの使用に関しては、令和 5 年 9 月 30 日を使用期限とする。

2 この要綱に定めるもののほか、メインビジュアルの使用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 11 月 22 日から施行する。

2 この要綱は、令和 5 年 9 月 30 日限りその効力を失う。